

発日監第 20 号
平成27年8月28日

日吉津村長 石 操 様

日吉津村監査委員 山 崎 登

日吉津村監査委員 三 島 尋 子

平成26年度健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の状況について、次のとおり意見書を提出します。

平成 26 年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを中心に行った。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成 25 年度 (%)	平成 26 年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
①実質赤字比率	—	—	15.00	
②連結実質赤字比率	—	—	20.00	
③実質公債費比率	7.5	7.1	25.0	
④将来負担比率	36.8	41.0	350.0	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 26 年度一般会計決算は実質収支がプラスであり、問題はない。

② 連結実質赤字比率

平成 26 年度一般会計決算と同様に 3 特別会計も実質収支はプラスであり、問題はない。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率の早期健全化基準は 25% である。また、18% を超えると地方債借入入れが協議制から許可制になるとされている。その数値を下回っており、前々年度の 9.3%、前年度の 7.5% から低下してきており、問題はない。

④ 将来負担比率

前年度は 36.8%。今年度は 41.0% に増加したものの、将来負担比率の早期健全化基準 350.0% を大きく下回っており、特に問題はない。

(3) 是正改善を要する事項

数値から見れば特に指摘すべき事項はないが、長期スパンの財政シミュレーションを具体的に数値化し、将来を見据えた財政運営に努めていただきたい。

平成 26 年度 公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを中心に行った。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

平成 26 年度公共下水道事業特別会計決算では地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 16 条に規定する資金の不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。